

監 事 監 査 規 程

学校法人国際ビジネス学院

令和3年4月1日

監事監査規程

第1条【趣旨】

1. この規程は、学校法人国際ビジネス学院（以下「学院」という。）の監事による監査が適正かつ有効に行われ、学院の教育研究機能の向上と財政の基盤確立等に寄与することを目的とする。

第2条【効力】

1. 学院における監事監査の基本事項は、私立学校法（昭和24年法律第270号）第37条第3項及び学校法人国際ビジネス学院寄附行為第14条に規定するほか、この規程に定めるところによる。

第3条【監査の対象】

1. 監事監査の対象は、次に掲げるとおりとする。
 - （1）学院の業務
 - （2）学院の財産の状況
 - （3）理事の業務執行の状況

第4条【監査計画】

1. 監事は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し、監査計画を作成する。
2. 監事は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。

第5条【業務監査】

1. 監事は、学院の業務及び理事の業務が、法令、寄附行為等に準拠して適正に執行されているかを監査する。
2. 監事は、次の事項について検証するために、政策監査を実施する。
 - （1）理事会により定められている政策内容が、建学の精神・理念及び公共性の要請に則しているか。
 - （2）理事会により定められている政策内容が、学院の明確なビジョン・将来計画等に基づいた経営方針に則しているか。
3. 監事は、次の事項について検証するために、執行監査を実施する。
 - （1）学院及び理事の業務執行が経営方針、事業計画に準拠しているか。
 - （2）学院及び理事の業務執行が自己点検・評価及び第三者評価の資料として、行われているか。

(3) ディスクロージャーを推進しているか。

第6条【会計監査】

1. 監事は、会計業務が学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠し、また、予算統制制度に基づき執行されているかを監査する。
2. 監事は、期中会計監査において、内部統制組織の信頼性及び取引記録等の妥当性を検証する。
3. 監事は、期末会計監査において、資産については実在性を、負債については網羅性を、基本金については合目的性を、予算については資金収支及び消費収支の妥当性を検証し、期末の財政状態を確認する。

第7条【監査の実施方法】

1. 監査は、業務監査及び会計監査を、次の方法により実施する。
 - (1) 業務状況の聴取
 - (2) 理事会議事録、常勤理事会議事録その他重要な文章の閲覧
 - (3) 会計に関する帳簿、書類等の調査
 - (4) その他監査の実施に必要な事項についての報告の聴取又は調査

第8条【重要な会議等への参加】

1. 監事は、理事会、評議員会その他理事長が必要と認める学院内の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
2. 監事は、前項の会議への出席の有無にかかわらず、理事及び教職員から審議事項についての説明を受け、関係資料を閲覧することができる。

第9条【監査報告書の作成】

1. 監事は、毎会計年度、業務監査及び会計監査の結果を踏まえ、正確かつ明瞭な監査報告書を作成する。
2. 前項の監査報告書には、作成年月日及び常勤の監事にあたってはその旨を付記し、監事全員が署名捺印する。
3. 監事は、学院の継続性に重要な疑義が認められる場合には、その旨を監査報告書に追記しなければならない。

第10条【理事会及び評議員会への報告等】

1. 監事は、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出し、監査の実施状況とその結果を報告する。
2. 監事は、その期の重点監査項目に関する監査及び特別に実施した調査等の経過及び結果を、理事会に報告し、必要な場合には、助言・勧告を行う。

第11条【不正行為・重大な違反行為発見時の対応】

1. 監事は、監査の結果、学院の業務若しくは財産は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告する。
2. 前号の報告をするための必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求する。請求した日から5日以内に、その請求した日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする。理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求した監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
3. 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

第12条【公認会計士との連携】

1. 監事は、財産の状況を監査するにあたり、公認会計士（監査法人を含む。以下同じ。）から報告を求め、必要に応じ公認会計士に対し専門的事項の調査を委任することができる。

第13条【内部監査との関係】

1. 学院における内部監査は、内部監査規程に基づき、理事長の命を受けて内部監査室が行う。
2. 監事は、必要に応じて、内部監査の監査内容及び本法人業務の改善について内部監査室と連携を図る。

第14条【改廃】

1. この規則の改廃は、評議員会の意見を聴き、理事会の議を経て、理事長が行う。

【附 則】

1. この規程は、令和3年4月1日より施行する。